

## 【決定項目】

No.	項目	方針
1	サラリーキャップ制度違反による制裁	サラリーキャップ超過／サラリーフロア未達のそれぞれに対して制裁内容を定める。 <b>(※別紙あり P2)</b>
2	B.ONE/B.NEXTにおける新人選手の年俸とインセンティブ給の上限	期限付移籍等の制度活用により、特定のB.PREMIERクラブへの所属を目的とした事実上のドラフト逃れ対策として、B.ONEおよびB.NEXTの新人選手の年俸とインセンティブ給に対し、プロ転向後3シーズン(ドラフト対象期間との整合性を担保)の上限を設定。 当該選手への不正な支払いがないことを確認するため、B.ONEクラブもしくはB.NEXTクラブからB.PREMIERクラブへの期限付移籍等を行った全ての新人選手を対象に、確定申告に使用した書類のリーグ提出を必須とする。 <b>(※別紙あり P3)</b>
3	サラリーキャップへの計上順	サラリーキャップペナルティ(旧称：ラグジュアリータックス)の乗率が費目により異なるため、サラリーキャップへの計上順を予め定める。 <b>(※別紙あり P4)</b>
4	選手報酬等の支払い時期の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 契約書類に記載した報酬等の支払いを引退後や退団後に後ろ倒しすることにより、当該シーズンのサラリーキャップ計上から外す運用は不可とする。また、当該シーズンに対する報酬は当該シーズン終了後、8月末日までに全て支払う必要があり、各報酬の支払い時期は予め契約書に明記するものとする。</li> <li>2) 契約期間満了前の契約解除等による補償金としてクラブから選手への支払いが発生する場合も、当該シーズンのサラリーキャップへの計上とする。契約解除の条件交渉が長期間に及び、9月理事会におけるサラリーキャップの実績報告以降に補償金等の金額が決定する場合も、遡って当該シーズンのサラリーキャップへの計上とし、これによるサラリーキャップ超過分はサラリーキャップペナルティとしてリーグに追加納付する。</li> </ol>
5	B.革新以降のドクター配置	<b>(※別紙あり P5-6)</b>

	制裁
サラリーキャップ超過	<ul style="list-style-type: none"><li>● 以下3つの制裁を併科する</li><li>① 降格<ul style="list-style-type: none"><li>- B.PREMIERクラブは翌々シーズン終了後にB.ONEへ降格させる (B.PREMIERライセンスは交付)</li><li>- B.ONEクラブは翌シーズン終了後にB.NEXTへ降格させる (B.ONEライセンスは交付)</li></ul></li><li>② 勝ち数の減 翌シーズンの勝率の計算に際して、勝ち数15を減じる</li><li>③ 制裁金 サラリーキャップ金額を超過した金額の5倍の制裁金を科す</li></ul>
サラリーフロア未達	<ul style="list-style-type: none"><li>● 降格<ul style="list-style-type: none"><li>- B.PREMIERクラブは翌々シーズン終了後にB.ONEへ降格させる (B.PREMIERライセンスは交付)</li><li>- B.ONEクラブは翌シーズン終了後にB.NEXTへ降格させる (B.ONEライセンスは交付)</li></ul></li></ul>

## 2. B.ONE/B.NEXTにおける新人選手の年俸およびインセンティブ上限

ココロ、たぎる。B.LEAGUE

費目	国内外高卒選手（中退、在学中含む）	国内外大卒選手（中退、在学中含む）
基本報酬上限	460万円	460万円
インセンティブ	120万円/シーズン	300万円/シーズン
賞金分配	0円 ※上記インセンティブ外での設定不可	0円 ※上記インセンティブ外での設定不可
天皇杯に関わるインセンティブ	制限なし	制限なし
各種手当	制限なし ※当該経費として厳正、常識的な水準	制限なし ※当該経費として厳正、常識的な水準
支度金	380万円(単身者) ※B.PREMIERも同様	380万円(単身者) ※B.PREMIERも同様
<b>合計</b>	<b>580万円</b> +初年度のみ支度金	<b>760万円</b> +初年度のみ支度金
(参考)B.PREMIER 1巡目	1400万円 +初年度のみ支度金	1800万円 +初年度のみ支度金
(参考)B.PREMIER 1巡目 3年分差額	▲2460万円	▲3120万円
(参考)B.PREMIER 3巡目以降	800万円 +初年度のみ支度金	1000万円 +初年度のみ支度金
(参考)B.PREMIER 3巡目以降 3年分差額	▲660万円	▲720万円

※B.PREMIERのドラフト対象期間と合わせて、3年間(3シーズン)適用する

### 3. サラリーキャップへの計上順

計上順位	費目	確認方法	サラリーキャップペナルティ乗率
1	基本報酬	選手統一契約書に記載される金額(グロス契約、エージェントフィー含む) ※スター選手条項の適用により、一部純粋な加算とならない	対象外
2	契約金・サインボーナス	付帯契約書に記載される金額(複数年契約の場合は年数で按分して計上)	対象外
3	手当	付帯契約書に記載される金額や内容(住居、自動車、航空券、その他現金支給)	対象外
4	選手へ支給される その他一切の金銭	付帯契約書に記載される金額や内容	対象外
5	追加選手の基本報酬	選手統一契約書に記載される金額(グロス契約、エージェントフィー含む) ※インジュアリーリスト登録や代表活動離脱による追加契約、契約解除による追加契約	100%
6	追加選手の 契約金・サインボーナス	付帯契約書に記載される金額(複数年契約の場合は年数で按分して計上)	100%
7	追加選手の手当	付帯契約書に記載される金額や内容(住居、自動車、航空券、その他現金支給)	100%
8	追加選手へ支給される その他一切の金銭	付帯契約書に記載される金額や内容	対象外
9	変動インセンティブ	付帯契約書に記載される金額や内容に基づく実績金額 - クラブから支払う出場給、勝利給、賞金 ※リーグからクラブ・選手へ支払う賞金総額分は除く - クラブから支払うグッズ等の肖像ロイヤリティ料 - クラブから支払うイベント・メディア出演料	50%

- B.革新からの環境変化や、現状における課題事項から、2026-27シーズン以降の規定の改正を図る
- 「あるべき姿」に基づくものの、一定量現状を踏まえたうえで2年後の規定を着地させたい

### 2026-27以降の環境変化と必要性



平日の試合数が増加(B.PREMIER)



遠征地での医療アクセスの困難



メンタル領域への配慮の必要性



### 改正の方向性



チームDr.との連携の確立・体制化



HOMEチームに一定の責務を設定



適切な有資格者を明示

## 医師

～2025-26

シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師

契約の有無や報酬に関する規定なし

1名以上※上限設定なし

2026-27～

シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師

**全ホーム試合の帯同必須。**契約の有無や報酬に関する規定無

1名以上※上限設定なし

## メンタル

有事の際に相談可能な専門家とし、精神科の医師だけでなく、臨床心理士などを含む

契約の有無や報酬、帯同要件に関する規定なし

1名以上

**日本国医師免許を保有する精神科医の医師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、社会心理学の博士号保有者もしくはこれらに準ずる資格を持ち、Bリーグが認めた者**

契約の有無や報酬、帯同要件に関する規定なし

1名以上

## 会場Dr.

選手や来場者の傷病対応のため会場内にドクターを配置する開場時間から終了30分後まで(ただし書きあり)

契約の有無や報酬に関する規定なし。チームDr.兼務可

1名以上

選手や来場者の傷病対応のため会場内にドクターを配置する開場時間から終了30分後まで(ただし書きあり)

契約の有無や報酬に関する規定なし。**チームDr.と独立推奨 ※2031-32シーズンからはチームDr.との兼務を不可とする**

1名以上

## 医療連携

-

-

ホームチームはアウェーチームの選手スタッフ等に対して会場内での傷病対応の責任を負い、必要な医療アクセスを確保

費用は受診した当該チーム負担とする。受診するDr.がホームチームのチームDr.であることにアウェーは異議を唱えない